

都市計画法施行規則第60条第1項の規定に基づく書面の交付に必要な図書

以下の図書のうち、事前相談時に事前審査依頼調査に加え、開発行為非該当確認は1～8、開発許可不要証明は1～10を、左綴（A4サイズ）で1部提出してください。その際、必要に応じてその他の資料も求める場合があります。

必要書類提出後に書類審査及び現地調査を行います。その後、書面の交付が見込まれたものについては、必要事項を記入のうえ、申請書を提出してください。

書面交付の際、建築確認申請に必要な図書を持参してください。

※ 申請書提出後、書面の交付まで通常2週間前後（形式上の不備の是正等に係る補正に要する期間、追加資料の提出等に要する期間及び申請者の都合により変更等を行うために要する期間を除く。）掛かりますので、あらかじめ御了承ください。また、書面については、建築確認申請に係る計画に対して交付されるものであり、建築計画が変更となる場合は再度交付が必要となりますので、申請に当たっては、他法令等への適合を十分確認してください。

<図書>

- 1 位置図（1/2500）…………… 区域を赤線で囲んでください。
- 2 全景の写真…………… 区域を赤線で囲んでください。現地の状況が分かるように複数方向から撮影し、撮影の位置、方向を示す図書を添付してください。
- 3 現況の土地利用図（住宅地図等）…… 区域を赤線で囲んでください。道路幅員を明記してください。
- 4 既存建物及び計画建物配置図…………… 敷地縦横断の位置を記入のうえ、区域を赤線で囲んでください。※裏面参照
- 5 敷地縦横断面図…………… 既存建物及び計画建物の位置、G. H（現況地盤高）及びF. H（計画地盤高）を記入してください。区域を赤線で明示してください。※裏面参照
- 6 求積図…………… 座標法又は三斜法により求積してください。区域を赤線で囲んでください。
- 7 公図（合成公図）……………法務局備付け図面（3箇月以内のもの）の写しに、土地登記簿全部事項証明書・登記事項要約書をもとに、当該地及び隣接地の所有者名、町名、方位、作成日、作成者（記名）を記入し、区域を赤線で囲んでください。
（仮換地の指定がされた土地区画整理事業区域内については、仮換地指定図とします。）。
- 8 土地登記全部事項証明書…………… 当該地は、原本（3箇月以内のもの）を提出してください。
隣接地等は、土地登記全部事項証明書又は登記事項要約書（法務省オンライン申請システムによるものを含む。）を提出してください。同一人が一団の土地を所有し、その一部の開発を行う場合は、開発地は土地登記全部事項証明書、残地部及びその隣接地は登記事項要約書を提出してください。
原本還付が必要な場合は、写しを提出し、原本を提示して下さい。
土地登記全部事項証明書及び登記事項要約書については、建築計画が増築の場合で、過去と同一の敷地で行われるものについて、同一の敷地であることの確認ができる図書等（直近の建築確認申請書等）が提出できるときは省略できます。
- 9 建築計画概要書…………… 1面（建築主）、2面（建物敷地）、3面（付近見取図配置図）を添付してください。
- 10 建物の各階平面図・立面図・断面図・求積図・配置図… 建築確認申請と同一の図書を添付してください。
- 11 その他の図書
 - * 土地区画整理事業区域内の場合…………… 土地区画整理法第76条による許可書の写し
保留地を購入されたときは、保留地売渡し証明書
 - * 都市計画施設等の区域内の場合…………… 都市計画法第53条による許可書の写し
 - * その他市長が必要と認めた場合……………（残地、すみ切り整備がある場合）誓約書等（実印押印、印鑑証明書（誓約日前3箇月以内のもの）添付）、経路図（幅員12m以上の幹線道路に至る道路の幅員等を記載したもの）、その他の指示する書類

注1 事前相談時に提出した4の計画建物配置図が建築確認申請図面と異なる場合は、別途ご相談ください。

2 1、3～6、10及び11の図面には、必ず設計者が記名をしてください。

3 本人以外の方が事前審査又は申請を行う場合、委任状を必ず添付してください。

<裏面に続く>

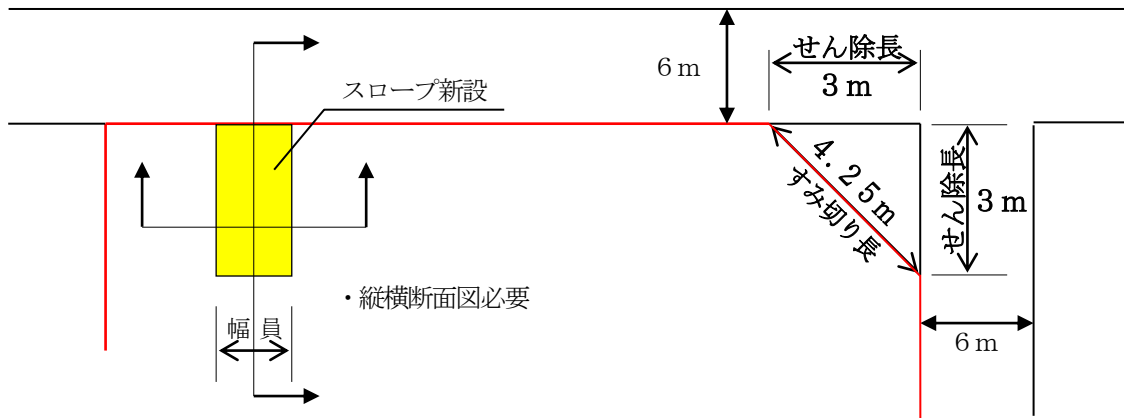
【申請書記入上の注意事項】

- 1 「所在地」の欄には、原則として申請地内のすべての土地の地番を記入してください（例：「×区〇〇町1番地、2番地の1（一部）及び3番地の1」。「×区〇〇町1番地の1及び2番地並びに同区△△町3番地（一部）」）。
仮換地の指定がされた土地区画整理事業区域内の場合は、記載方法が異なりますので担当者に相談してください。
- 2 「設計者」の欄には、担当者の氏名も併せて記入してください。

※平面図（計画建物配置図）作成時の留意点

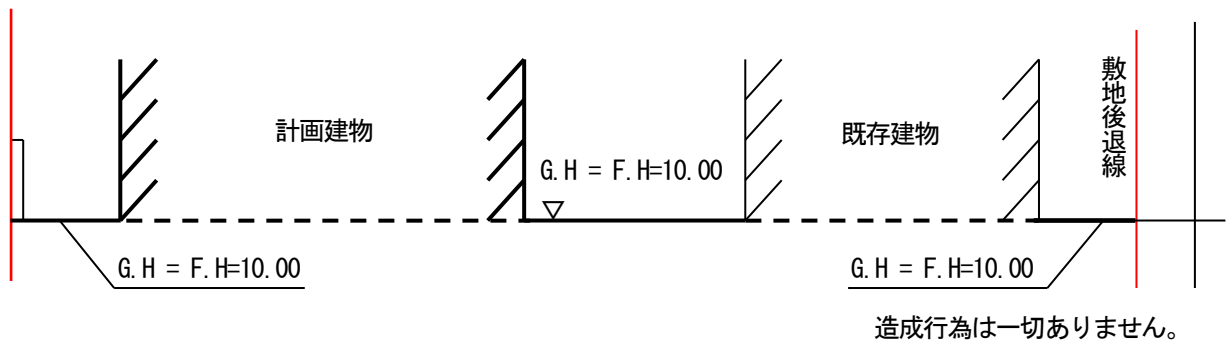
- ・ B. M.（基準点）の位置及び高さを表示し、併せて敷地四隅その他敷地内の高さを表示すること。
- ・ 盛土範囲は淡緑色、切土範囲は淡黄色で着色すること。

記載例 スロープ造成及びすみ切り整備がある場合



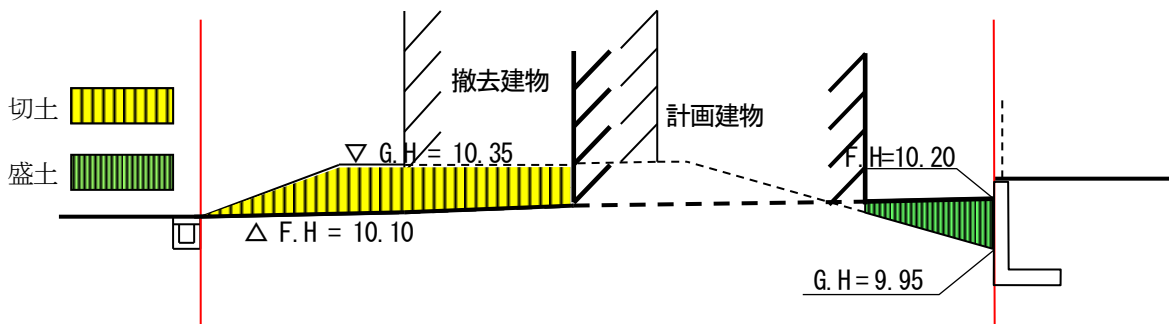
※敷地縦横断面図の記載例

(a) 形状の変更（切土及び盛土）がない場合



造成行為は一切ありません。

(b) 整地程度の形状の変更（切土及び盛土）がある場合



盛土及び切土高さは30cm以下である。

- ・ 縦横断面図については、各々最低2箇所以上作成し、スロープを設ける場合等地形や建築計画の状況に応じて、適宜断面図を追加すること（別途指示します。）。
- ・ 縦横断線の交差箇所（計画建物内となる箇所を除く。）及び計画建物に接する箇所の現況高及び計画高を記入すること。
- ・ 現況地盤線は細線で表示し、計画地盤線は太線で表示すること。また、建物内については、破線で表示すること。
- ・ 塀、道路側溝等の構造物も表示すること。
- ・ 敷地境界線（建築基準法第42条第2項等の道路に接する敷地内で後退がある場合は後退後の線）は赤線で表示すること。
- ・ 盛土範囲は淡緑色、切土範囲は淡黄色で着色すること。（計画建物下は、着色不要）